

調味料と税金

6月上旬に厚生労働省の有識者懇談会が、健康対策の一環として、2020年までに、たばこ、酒、砂糖などへの課税強化を求める提言書をまとめたそうです。

健康リスクに対する課税との提言で、既に課税されている、嗜好品のたばこ、酒への課税強化だけでなく、普段よく使われる調味料でもある砂糖への課税が検討されていることが、波紋を広げています。

砂糖への課税の狙いは、「砂糖の摂り過ぎ」による様々な病気を防ぐことで膨らみ続ける医療費を抑えるとともに、新たな財源の確保につなげようというものです。

正直、「摂り過ぎ」が健康被害につながるということであれば、砂糖だけではなく、塩でも何でも該当しそうな気がします。

具体的な課税方法は示されていないとのことなので、個人的にはこれ以上税負担が増えないよう、提言で済んでくれることを祈ります。

ちなみに、砂糖に対する課税について検索していたところ、日本では以前、砂糖だけではなく、料理の「さしすせそ」について課税されていた時代があったようです。

参考までにご紹介させていただきます。



さ(砂糖)・・・明治34年(1901年)に砂糖消費税が課されました。当時、砂糖は輸入品が多く、ぜいたく品とみなされたため、課税の対象になりました。砂糖消費税は平成元年の消費税導入まで課税されていました。当時はともかく・・・平成までぜいたく品とみなされていたとは驚きですね。



し(塩)・・・明治38年(1905年)に塩専売法が公布(翌年施行)され、塩の専売制が始まりました。塩専売制へ移行する準備段階として、塩専売法の公布から施行までの間の短期間、塩に対する課税(販売目的で所有する者に対する課税)がされました。



す(酢)・・・酒造税則によって、明治16年(1883年)に課税が始まりました。これは、酢が酒を醸造した後に作られるものであるため、酢を製造する過程で課税対象となる酒が作られる以上、酢にも課税すべきという考えに基づいています。酢への課税は、明治18年(1885年)に廃止されました。



せ(醤油)・・・清酒、濁酒と併せて江戸時代に三造(みつくり)と言われ、これら3品には、明治4年(1871年)から、「清酒、濁酒、醤油鑑札収与並収税方法規則」によって免許税及び醸造税が製造者に課されました。明治8年(1875年)、生活必需品である醤油に税を課すことは不当であるという理由から醤油税は一旦廃止されましたが、明治18年(1885年)に、軍備拡張の財源として復活し、大正15年(1926年)に廃止されるまでの40年余り課税されました。



そ(味噌)・・・味噌は課税されていませんでした。明治時代の法案審議の記録によると、生活困窮者は醤油よりも味噌を消費するという当時の実態から、味噌への課税はこれらの人たちに大きな負担をもたらすと判断されたようです。また、味噌は自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものは少なかったようです。これも、味噌が課税されなかった理由の一つとされています。

